

### 3-3 所得種類別課税状況

#### (1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	4,279,985	654,489	29,424	51,627,900	55,937,309	654,489
社	債	4,848,743	740,603	2,064	25,604,287	30,455,095	740,603
預貯金	銀 行 預 金	28,450,373	4,319,163	604,785	3,385,859	32,441,017	4,319,163
	銀行以外の金融機関の預金	10,573,397	1,609,029	450,384	4,727,398	15,751,179	1,609,029
	その他勤務先預金等の利子	2,155,655	330,642	2,804	6,697	2,165,156	330,642
合同運用信託の収益の分配		150,334	22,983	10,532	3,820	164,686	22,983
公社債投資信託の収益の分配等		553,228	83,477	—	7,439	560,667	83,477
小 計		51,011,715	7,760,386	1,099,994	85,363,401	137,475,110	7,760,386
定期積金の給付補てん金等		949,816	145,464	—	85,919	1,035,735	145,464
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		630,485	131,561	7,138	26,698	664,321	131,561
割引債の償還差益		14,600	2,683	—	—	14,600	2,683
計		52,606,616	8,040,095	1,107,132	85,476,018	139,189,766	8,040,095

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定投資法人の投資口の配当等	172,852,998	35,296,582	18,789,224	27,350,732	1,954,757	218,992,953	37,251,339
投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配等	—	—	993,332	3,966,977	283,520	4,960,309	283,520
源泉徴収選択口座内配当等	—	—	—	115,161,536	8,223,775	115,161,536	8,223,775
計	172,852,998	35,296,582	19,782,555	146,479,245	10,462,052	339,114,798	45,758,634

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 185,290,776	千円 13,190,517

調査対象等： 平成25年2月から平成26年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

## (4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 1,420,692,968	千円 48,658,052	千円 9,354,072,125	千円 295,551,060	千円 10,774,765,094	千円 344,209,112
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	5,973,367	50,195	66,583,713	1,156,723	72,557,080	1,206,918
	計	1,426,666,336	48,708,247	9,420,655,838	296,707,783	10,847,322,174	345,416,030
退 職 所 得		136,460,522	2,010,545	170,555,244	6,349,852	307,015,766	8,360,397
災害減免法により徴収猶予したもの		—	—	—	1,015	—	1,015

調査対象等： 給与等の支払者から平成26年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成25年2月から平成26年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、日本政策金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

## (5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料金	千円 18,422,268	千円 1,931,462
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	71,795,641	8,732,473
	診療報酬	106,459	9,260
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	76,583,823	5,095,691
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料金	3,882,660	409,107
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	17,090,697	989,160
	契約金・賞金	4,009,535	279,900
	小 計	191,891,083	17,447,053
法第203条の2該当（公的年金等）		34,518,897	1,050,407
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		237,007,167	1,065,246
法第174条該当（馬主が受ける競馬の賞金等）		—	—
計		463,417,147	19,562,705
災害減免法により徴収猶予したもの		—	—

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成26年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成25年2月から平成26年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	25,151	4,169
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	9,286,939	457,529
匿名組合契約に基づく利益の分配	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	1,278,911	212,414
退 職 所 得	3,604	736
役 務 の 報 酬	825	93
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	722,007	72,447
著作権の使用料又はその譲渡による対価	165,596	28,355
貸 付 金 の 利 子	148,632	17,756
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	538,864	69,748
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	426,829	47,522
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	1,376,267	280,351
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	680	139
賞 金	-	-
合 計	13,974,306	1,191,259

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。